

令和5年1月26日

調布市障害者総合計画策定委員会委員長 様

調布市障害者地域自立支援協議会会長

調布市障害者総合計画に関する意見具申について

調布市障害者地域自立支援協議会では、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目指し、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、実情に応じた支援体制の整備について協議を行っています。

調布市障害者総合計画（第7期調布市障害福祉計画，第3期調布市障害児福祉計画）の策定にあたり，当協議会として，下記のとおり課題等を取りまとめましたので意見具申をいたします。

記

1 重要課題（これまで地域課題として採択し議論してきた課題）

- ① 非常時に備えた通所系事業所と相談支援事業所の連携強化が必要。
- ② 当事者による障害理解の促進・普及啓発を行うための人材育成や発信する場が必要。
- ③ 障害福祉サービスの円滑な導入のための仕組みづくりが必要。

2 その他

上記以外の地域課題や現在進行中のワーキンググループにおける課題につきましては，まとまり次第，意見を提出いたします。

課題 1

ワーキング名

「非常時のネットワーク作りワーキング」

活動期間：4年間（平成30年度から令和3年度まで）

ワーキングからの意見

「非常時に備えた通所系事業所と相談支援事業所の連携強化が必要です」

1 背景

東日本大震災以降、市全体で避難所整備が進むなか、障害児・者は障害種別や障害特性により、それぞれに必要な対応が異なることなどから、福祉避難所の利用方法のほか、避難所までの移動等についても課題があった。一方、障害児・者が通う事業所においても、事業所が休みの時の対応など、不確定なものもあり、不安もあった。このような状況をふまえ、市だけではなく、事業所と連携した対応が必要ではないかとのことから検討するテーマとなった。

2 検討内容

平成30年度から「非常時の地域ネットワーク作り」をテーマに協議し「初動における相談支援事業所と行政との連携」「安否確認者リストの作成」に焦点を絞り協議した。

令和2年度からは、日中の活動場所も加え、テーマを「災害時の通所系事業所との福祉ネットワークの形成と自主避難所について」に変更すると同時に、具体的な内容を検討するため、障害福祉課と通所系事業所で構成したプロジェクトチームでの話し合いを5回実施した。

話し合った内容をもとにワーキングでは、障害のある方はその障害種別や障害特性から通常の避難所を利用することが難しいため、水害時に一時的に待機できる場所を検討した。しかし、同時期に調布市において水害時に複数の福祉避難所や車両で避難できる避難所を開設することになり、併せて避難バスの検討も行われたため、水害時の一時避難所ではなく、福祉ネットワークについて検討を行い、「ちょうふ災害福祉ネットワーク」を発足させた。

今後は、調布市福祉作業所等連絡会を通じて「ちょうふ災害福祉ネットワーク」の参加者を募り、プロジェクトメンバーを中心に活動していくことになった。

3 検討結果（課題）

- (1) 災害時の通所系事業所とのネットワークが希薄である
- (2) 災害時の相談支援事業所との連携が不足している
- (3) 障害児・者における災害時の避難場所や避難方法について、周知が不足している

4 今後の取組

- (1) 「ちょうふ災害福祉ネットワーク」の展開と拡充を図る
- (2) サービス等利用計画と災害時個別避難計画の連動の充実を図る
- (3) 総合防災安全課、障害福祉課と協働し、講演会を企画する

課題 2

ワーキング名

「障害理解促進ワーキング」

活動期間：6年間（平成29年度から令和4年度まで）

ワーキングからの意見

「当事者による障害理解の促進・普及啓発を行うための人材育成や発信する場が必要です」

1 背景

令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、公布から3年以内に民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されることとなった。これにより、社会における障害者差別を解消する動きはさらに強まることが予想される。調布市では「障害者差別解消法」の制定を受け、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、市が把握する障害者差別解消法関連の相談事例を共有し、共生社会に向けた取組が既に行われている。さらに「調布市障害者総合計画」においても、「障害理解促進研修・啓発事業」を必須事業とし、共生社会に向け、「当事者自身による発信機会の確保にも留意」することが盛り込まれている。このような状況から、障害理解の促進ワーキングでは、平成29年度から、当事者の視点を主体とした障害理解のあり方や障害理解を促進するための仕組み作りについて協議を行ってきた。

2 検討内容

平成29年から30年にバリアフリーについて社会モデルの視点で検討を重ねた結果、当事者が協議し合う場、その問題を社会に伝えていく場、そして伝えていく当事者（担い手）を増やしていくシステム作りが重要であるという結論に至った。そのため、令和元年度からは当事者が社会モデルの視点で障害について発信していくためのシステム作りについて検討してきた。

3 検討結果（課題）

- (1) 障害の社会モデルの視点から発信できる障害当事者講師養成研修の実施が必要
- (2) 障害当事者講師が合理的配慮の必要性を市民に向けて普及啓発できる場が必要

4 今後の取組

- (1) 一般市民に向けた障害理解に関する普及啓発
 - ① 障害理解を発信する新たな人材育成研修の実施
 - ② 障害種別に関わらず当事者が継続的に発信力をつけられる育成プログラムや仕組み作り
- (2) 当事者が障害理解について発信できる機会の確保
調布市内の企業や学校などとのヒアリング調査後、研修や地域交流の実施

課題3

ワーキング名

「相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握ワーキング」

活動期間：3年間（令和元年度から令和3年度まで）

ワーキングからの意見

「障害福祉サービスの円滑な導入のための仕組みづくりが必要です」

1 背景

居宅介護事業所（家事援助・身体介護・重度訪問介護サービス提供事業所）が介護保険制度における訪問介護事業所に比べ、見つかりにくい。サービス導入後の支援者間での情報共有の機会が少ないため、困難事例などに対して適切に対応することや継続して支援していくことが難しい状況があった。また、障害特性により断られることもあり、居宅介護事業所側の実情・実態を把握し、検討するためこのテーマを設定した。

2 検討内容

居宅介護事業所の実態を把握するため、「相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握調査」（アンケート調査）を実施し、その結果を踏まえ、令和2年度と令和3年度の2年間にわたり、相談支援事業所や居宅介護事業所、当事者を交えて協議を行った。

3 検討結果（課題）

- （1）相談支援事業所と居宅介護事業所等，関係機関の関係性が希薄である
- （2）障害の程度や受傷から現在に至るまでの経過や背景への理解が不足している
- （3）障害福祉分野の制度による人材育成のフォローが少ない

4 今後の取組

- （1）居宅介護事業所と市内の相談支援事業所が事例検討会を一緒に行い，困難事例について共有する
- （2）居宅介護事業所を対象として障害理解を促進するための研修を実施する
- （3）支援現場において事業所を跨いだ人材育成の機会をつくる